

平成 30 年 2 月 5 日

電気事業法等の一部を改正する等の法律
附則第 28 条第 2 項の規定による
指定旧供給地点の指定解除について

九州経済産業局から、別紙 2 の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第 28 条第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第 36 条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 22 条第 1 項及び第 28 条第 1 項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙 1 のとおり九州経済産業局長に意見を回答いたしました

(別紙1)

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20171215 九州第 19 号
平成 30 年 2 月 5 日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について (回答)

平成 29 年 12 月 15 日付け 20171211 九州第 25 号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律 (平成 27 年法律第 47 号) 附則第 28 条第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

(別紙 2)

指定の解除事業者数 3 事業者 指定旧供給地点群数 30 地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
西部ガスエネルギー株式会社 (法人番号 3290001038297)	1. 東福岡団地 2. 城南ヶ丘団地 3. 乙金団地 4. 早良台団地 5. 鎌倉社宅 6. 浦田団地 7. 三井ニュータウン小郡 8. 中山団地 9. はまゆう団地 10. 砥石場団地 11. 貫団地 12. 松浦団地 13. 黒崎苑団地 14. 小野里団地 15. 曾根ニュータウン団地 16. 志賀島漁業団地 17. 宇美ニュータウン 18. 小浦住宅団地 19. 第2高杉団地 20. サンヒルズ葉光ヶ丘 21. 赤坂団地 22. うみなか 23. 旭化成基山住宅 24. 島団地 25. 栄温泉団地 26. 竜田団地 27. 画図パークタウン
株式会社明治産業 (法人番号 5290001002367)	1. 高雄団地
株式会社三神 (法人番号 8300001007964)	1. 村下団地 2. 神埼団地